

平成27年度
包括外部監査結果報告書

概要版

外郭団体の財務に関する事務の執行について

平成28年3月

久留米市包括外部監査人

福田有史

～ 包括外部監査（概要版） 目次 ～

第1章 包括外部監査の概要	1
1. 包括外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 特定の事件を選定した理由	1
4. 包括外部監査の対象期間	1
5. 包括外部監査の方法	1
(1) 監査の着眼点	1
(2) 実施した主な監査手続	2
6. 包括外部監査の実施期間	3
7. 包括外部監査人を補助したもの	3
8. 利害関係	3
第2章 外郭団体の概要	4
1. 外郭団体設置の趣旨等	4
2. 久留米市の外郭団体	4
3. 外郭団体に関する基本的な考え方	4
4. 外郭団体に対する委託契約等に関する調査	5
5. 指定管理者制度	6
(1) 制度の概要	6
(2) 公募により指定管理者を選定した施設の内、現在の指定管理者が外郭団体	6
(3) 非公募により指定管理者を選定した施設の内、現在の指定管理者が外郭団体	6
6. 公益法人制度	7
(1) 制度の概要	7
(2) 移行対象団体	7
7. 第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について（総務省自治財政局長）	7
第3章 各外郭団体別総括表	9
1. 各外郭団体別・総括	9
第4章 監査チェックリスト（付表）	19

第1章 包括外部監査の概要

1. 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく監査

2. 選定した特定の事件

外郭団体の財務に関する事務の執行について

3. 特定の事件を選定した理由

外郭団体は、市が行うべき業務を補完する組織として設立され、公共性の高いサービスをより効果的に提供するために重要な役割を担っており、久留米市では団体に応じ財政的支援や人的支援などの関与を行っている。しかしながら、近年、指定管理者制度の導入や公益法人制度改革など、外郭団体を取り巻く環境の変化に伴い、外郭団体のさらなる経営の効率化や経営の透明性が求められてきた。このことから、久留米市では、各団体の設立目的や必要性を改めて見直す必要があるとして、平成17年度以降、行政改革に関する計画において外郭団体の改革に取組み、団体の再編統合による削減や経営改革等を行ってきた。

さらに、平成27年度から31年度を計画期間とする「久留米市行財政改革推進計画」においても、「外郭団体等の見直し」を取り組む施策の一つとして掲げ、効率的でより透明性のある団体運営を進めるため、市の関与のあり方等を整理することとしている。

以上のようなことから、久留米市の外郭団体の財務に関する事務の執行について監査を実施することは、久留米市の今後の行財政運営に有用であると判断し、特定の事件として選定した。

4. 包括外部監査の対象期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26年度を対象としたが、必要に応じて過去の年度及び現年度に及ぶことにした。

5. 包括外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

- ① 久留米市は現在包括外部監査の対象となる外郭団体は14団体であるが、これらの当初の設定目的との適合性又存在理由が将来的に必要かどうか、さらには有効性・効率性・経済性の観点からの検証が必要である。

- ② 久留米市からの出資・支出金の状況を把握し、当該行為が有効になされているか、又財務事務の執行は適法性・経済性・効率性の観点からの検証と当該事項に対する説明責任が適切か、さらには事業内容自体に対しての検証も必要である。
- ③ 久留米市職員を派遣している場合等、又団体自体の人員構成・組織に関して効率的な運用又適正性についての検証が必要である。
- ④ 久留米市との関係で例えば「随意契約」等がなされているならば、この契約自体の適法性又適正な価額での取引が経済的になされているかの検証が必要である。
- ⑤ 久留米市の所轄部署と外郭団体との関係で適切な管理運用がなされているか、又ガバナンス的機能は有効に働いているかどうかの検証も必要である。

(2) 実施した主な監査手続

- ① 外郭団体の概況を把握する為、担当者にヒアリング又現地に往査する。さらに、設置の時の関係諸法令等を調査し、設定目的にそった事業が行われているか理事会等の議事録等を閲覧し監査する。
- ② 外郭団体の収支状況を検討する為過去5年位の「収支計算書」等を入手し、5期比較を行いその増減について担当者にヒアリングして分析を行い監査する。
- ③ ②の内容の「収入面」においては、久留米市からの支出金又独自の収入、さらには久留米市との間に「随意契約」等があれば「契約書」等を入手し、個別に内容の経済性・有効性・効率性について監査する。
- ④ ②の内容の「支出面」においては、「随意契約」等があった場合又入札制度等がとられている場合には、その適切性について「契約書」等を入手し、その妥当性について監査する。
- ⑤ 外郭団体の人員については、給料等も含めて金額の妥当性又久留米市からの派遣等がある場合には、負担割合の検討等を「給与台帳」等を閲覧して監査する。
- ⑥ 外郭団体の保有する「資産」「負債」については、関係書類を閲覧して評価の妥当性・保有目的の適法性・適切性、さらに付保状況・債務保証等についても監査する。
- ⑦ 公益法人・一般法人の場合、各々の会計基準に準拠して処理がなされているか監査する。

6. 包括外部監査の実施期間

平成27年6月12日から平成28年3月31日

7. 包括外部監査人を補助したもの

黒岩 延時 (公認会計士)

松尾 英二 (公認会計士)

川野 武志 (公認会計士)

香月 孝文 (公認会計士)

石井 寿佳 (公認会計士)

小林 正幸 (弁護士)

永松雄一郎 (税理士)

江上 英介 (公認会計士試験合格者)

8. 利害関係

地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 外郭団体の概要

1. 外郭団体設置の趣旨等

外郭団体の存在意義や設立の趣旨については、一般的に、公益性を持った業務を行政が行うよりも効率的に実施、運営することを目的に、全国の自治体において設立、活用されている。

久留米市においても、柔軟なサービスの提供や民間資金・知識・ノウハウの活用の観点から、これまで外郭団体を活用し、市政運営の効率化を始め、「生活の質の向上」等に取り組んでいる。

2. 久留米市の外郭団体

久留米市では14の団体を外郭団体としており、その根拠は、総務省の「第三セクター」の基準に準拠し、以下のいずれかに当たる団体としている。

- ① 団体設立時の市の出資額が基本財産の4分の1以上
- ② 団体の収入に占める市からの支出金の額が2分の1以上
- ③ 市職員を派遣している団体
- ④ 市の支援や調整を必要とする団体

	団体名	設置年	出資等率
1	久留米市土地開発公社	S 48	100%
2	(一財)久留米市開発公社	S 37	100%
3	(公財)久留米市生きがい健康づくり財団	S 63	100%
4	(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会	H 2	40%
5	(公財)久留米文化振興会	S 31	—
6	(福)久留米市社会福祉協議会	S 37	—
7	(一財)久留米市みどりの里づくり推進機構	H 2	67%
8	(公財)久留米地域地場産業振興センター	S 56	27%
9	(職)久留米地区職業訓練協会	S 49	—
10	(公社)久留米広域勤労者福祉サービスセンター	H 6	—
11	(公社)久留米市シルバー人材センター	S 55	—
12	(公財)久留米市都市公園管理センター	S 58	41%
13	(公財)久留米市体育協会	H 5	85%
14	久留米市学校給食会	S 29	—

3. 外郭団体に関する基本的な考え方

外郭団体が担っている役割や存在意義は小さくはなく、一方で、指定管理者制度の導入や公益法人制度改革などにより、公共サービスの担い手が民間企業やNPOに広げられたことや、市民の価値観やニーズの変化に伴い、外郭団体のより一層の経営の効率化や経営の透明性が求められている。また、昨今、地方自治体と外郭団体との契約のあり方や人的支援の妥当性について報道がなされ、外郭団体に対する市民の関心も高まっている。

このような状況に対応するため、久留米市では、行財政改革推進計画の施策に位置付け、市の外郭団体への財政面や人事面での関与のあり方等について、見直しの検討を行うこととしており、よ

り一層、経営の効率化や経営の透明性の確保といった視点を持ち、行政目的である「市民サービスの向上」と「効率的な行政運営」が効果的に達成できるよう、外郭団体のあり方や関与のあり方について検討を行い具体的に取組んでいきたいと考えている。

4. 外郭団体に対する委託契約等に関する調査

平成26年度決算

外郭団体名		業務委託（指定管理含む）				補助金	市職員 派遣者数	市職員 退職者 の 雇用者数
		指定管理		業務委託		補助金額		
		件数 件	指定管理料 円	件数 件	委託金額 円	円	人	人
1	久留米市土地開発公社					87,000,000	1	1
2	（一財）久留米市開発公社					0	6	
3	（公財）久留米市生きがい健康づくり財団	1	134,642,000	10	484,397,301	55,591,663	1	7
4	（公財）久留米観光コンベンション国際交流協会	3	20,940,686	5	2,355,440	185,353,000	2	3
5	（公財）久留米文化振興会	2	41,929,000	5	24,928,504	276,593,617	1	3
6	（福）久留米市社会福祉協議会	2	65,644,000	7	129,455,640	190,655,442	2	4
7	（一財）久留米市みどりの里づくり推進機構	2	25,747,000	5	17,142,937	31,528,947	1	3
8	（公財）久留米地域地場産業振興センター					29,312,000		1
9	（職）久留米地区職業訓練協会					34,857,126		1
10	（公社）久留米広域勤労者福祉サービスセンター					7,143,000	1	2
11	（公社）久留米市シルバー人材センター			2,555	287,688,231	37,986,000		2
12	（公財）久留米市都市公園管理センター	1	295,650,000	30	117,845,495	53,549,000		3
13	（公財）久留米市体育協会	1	30,858,000	1	100,000	30,478,000	1	1
14	久留米市学校給食会					35,112,000	3	1
	計	12	615,410,686	2,618	1,063,913,548	1,055,159,795	19	32

※団体名は、現在の名称

5. 指定管理者制度

(1) 制度の概要

公の施設は、市が直接管理する以外は、公共団体や公共的団体、市が出資する法人等に限られていた（管理委託制度）が、「住民サービスの向上」「行政コストの縮減」「地域振興と地域活性化」などを目的に、地方自治法の一部改正（H15.6.13公布・H15.9.2施行・既存施設は3年の経過措置あり）が行われ、事業者やNPO法人、更には法人格を持たない団体にも公の施設の管理が行えるようになった。（個人不可）

(2) 公募により指定管理者を選定した施設の内、現在の指定管理者が外郭団体

施設名	現在の指定管理者	指定期間
久留米市三潴総合福祉センター	(福)久留米市社会福祉協議会	5年 (H27～31)
久留米市立草野歴史資料館	(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会	5+2年(継続) (H22～28)
山辺道文化館	(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会	5+2年(継続) (H22～28)
久留米市生涯学習センター	(公財)久留米市生きがい健康づくり財団	5年 (H27～31)
久留米市勤労青少年ホーム	(公財)久留米文化振興会	3年 (H26～28)
久留米市田主丸老人福祉センター	(福)久留米市社会福祉協議会	5年 (H27～31)

(3) 非公募により指定管理者を選定した施設の内、現在の指定管理者が外郭団体

施設名	現在の指定管理者	指定期間
久留米市民交流センター	(公財)久留米文化振興会	3年 (H25～27)
久留米市身体障害者福祉センター 久留米市老人福祉センター 久留米市母子福祉センター	(福)久留米市社会福祉協議会	5年 (H27～31)
久留米市複合アグリビジネス拠点施設	(一財)久留米市みどりの里づくり推進機構	5年 (H25～29)
久留米ふれあい農業公園	(一財)久留米市みどりの里づくり推進機構	5年 (H26～30)
都市公園 (300施設)	(公財)久留米市都市公園管理センター	3年 (H27～29)
久留米市田主丸ふるさと会館	(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会	5年 (H24～28)
体育施設 (10施設)	(財)久留米市体育協会	5年 (H24～28)

体育施設 (10施設) は、久留米市荘島体育館、久留米市西部地区体育館、久留米市旭町テニスコート、久留米市筑後川漕艇場等
久留米市西田テニスコート、久留米市西田体育館、中干出公園内の多目的広場照明設備、大島公園内の多目的広場照明設備
西国分小学校運動場照明設備、荒木中学校運動場照明設備

6. 公益法人制度

(1) 制度の概要

従来の民法による公益法人制度では、法人設立の主務官庁制・許可制の下で、法人の設立と公益性の判断が一体となっていたが、「民による公益の増進」を目的として、法人の設立と公益性の判断を分離する公益法人制度改革関連三法が平成20年12月に施行された。

公益財団・社団法人又は一般財団・社団法人のいずれかに移行する申請手続きを行わなければならないが、公益性の審査（公益目的事業を行うことを主たる目的とすること等）を経て、行政庁（内閣府又は都道府県）から公益認定を受けることで、公益財団・社団法人として税制上の優遇措置を受けることができる。

(2) 移行対象団体

久留米市の外郭団体のうち、次の10団体が公益法人制度改革の対象となった。

1	(財) 久留米市開発公社	H26. 4. 1 移行済（一般）
2	(財) 久留米市総合管理公社 (生きがい健康づくり財団)	H23. 4. 1 移行済（公益）
3	(財) 久留米観光コンベンション国際交流協会	H24. 6. 1 移行済（公益）
4	(財) 久留米文化振興会	H23. 4. 1 移行済（公益）
5	(財) 久留米市みどりの里づくり推進機構	H25. 4. 1 移行済（一般）
6	(財) 久留米地域地場産業振興センター	H25. 4. 1 移行済（公益）
7	(社) 久留米広域勤労者福祉サービスセンター	H25. 4. 1 移行済（公益）
8	(社) 久留米市シルバー人材センター	H25. 4. 1 移行済（公益）
9	(財) 久留米市都市公園管理センター	H23. 9. 1 移行済（公益）
10	(財) 久留米市体育協会	H26. 7. 1 移行済（公益）

※団体名は、旧名称

7. 第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について（総務省自治財政局長）

外郭団体の監査を実施するに当り、「総務省自治財政局長」指針については、国の考え方等についての十分な理解も必要と思われる為、若干の考察をしてみたい。

外郭団体の一般的な設置目的は、公益性を持った業務を行政が行うよりも効率的に実施・運営することに主眼が置かれている。

そして、外郭団体の有効な手法は、地域における産業の振興や雇用の確保、公共性・公益性の高

い事業の効率性の実施の為、又民間的な経済性の追求の為の手法として取られている。

しかし、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されており、この場合には将来的に地方公共団体に多額の財政負担が生じるおそれがある。

そして、地方公共団体の第三セクター等への関与については、以下の点について指針が出されている。

- (1) 経営状況等の把握・監査・評価
- (2) 議会への説明と住民への情報公開
- (3) 経営責任の明確化と徹底した効率化等
- (4) 公的支援（財政支援）の考え方

特に監査要点上重要と思われるのは次の点である。

(1) 第三セクター等は地方公共団体から独立した事業主体として、公共性、公益性が高い事業を行う法人であるため、公的支援を行う場合、支援を漫然と継続することや支援の規模が安易に拡大することがないようにすることが特に重要である。

(2) 地域公共団体が損失補償（債務保証含む）を行う場合には、多額の損失補償を行えば、経営破たんした場合には、当該地方公共団体は巨額の債務（財政負担）を負うことになり、特別なリスクが存在する。

根本的には計画的に削減することが必要であるが、将来負担比率等をみながら健全化の為にあらゆる施策を講ずべきである。

(3) 短期貸付については、反復かつ継続的に実施することは長期貸付・補助金の交付等により対応すべきであり、制度の趣旨を逸脱しており他の方策により行うべきである。（公的支援）

(4) 長期貸付については、その財源が一の年度に多額の償還が見込まれる場合や地方債（いわゆる「貸付金債」）は、第三セクター等の経営が著しい悪化が地方公共団体の財政運営に大きな影響を及ぼすおそれがある。

(5) 出資については、公と民の役割やリスク等の分担の考え方と公的支援としての意義の双方を勘案して、出資の是非・規模等を判断することになる。

(6) 長等の私人としての債務保証は、公職としての立場での契約と混同されるおそれがある為、行うべきではない。

次に第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化について、久留米市は行財政改革の一環として、特に健全財政の確立の為に、効率的でより透明性のある団体運営を進めるために市の関与のあり方を整理することになっている。

第3章 各外郭団体別総括表

1. 各外郭団体別・総括

詳細については後段で述べるが、ここでは要約した形で示す事にする。

各外郭団体別総括表

区 分	指 摘 事 項	意 見
1. 久留米市土地開発公社	<p>1. 経営成績について 赤字体質の改善のため、経費削減などの対応が必要である。</p> <p>2. 筑後川公園関連用地について 一部、土地利用方針が不明確な土地があり解決すべきである。</p> <p>3. 都市計画道路東町豆津線関連代替地 (1) 土地利用方針を明確にすべき (2) 全庁的に活用方法等を検討すべき</p> <p>4. 久留米市土地開発公社と(一財)久留米開発公社の在り方について 環境の変化も踏まえ、在り方、関係についても十分に検討しできるだけ早期に結論を出すべきである。</p>	<p>1. ホームアルカディア宮ノ陣開発事業 未分譲地について、完売へ向けての取り組みを行うべきと思われる。</p> <p>2. 役員構成について 団体の透明性を高める意味でも第三者の視点を入れるべきである。</p> <p>3. 職員について より適切な人員配置を検討し、行政サービスの効率化を行うべきである。</p> <p>4. 人件費について 久留米市と久留米市土地開発公社、(一財)久留米市開発公社を併任する職員の人件費について按分を行っているが、事務の効率化の為に他の方法を考えるべきと思われる。</p> <p>5. 併任の状況について 職員の大半は久留米市の人事異動で配置された市職員である為、今後事業継続の為にはより一層の運用基準や業務基準の策定を行うべきと思われる。</p> <p>6. 土地の賃貸について 一部職員用駐車場について久留米市の基準にならない格安で土地を賃貸している理由が不明である為、是正すべきである。</p> <p>7. 公有地取得事業について 公有地取得事業については、国庫補助金に頼らず事業推進を図る財源の確保が必要な時期に来たと思われる。</p> <p>8. 土地の先行取得事業について 土地の先行取得事業については、現在市場価格が継続的に下落している局面では疑問が残る。</p>

区 分	指 摘 事 項	意 見
		<p>9. 都市計画道路合川町津福今町線関連用地について 土地取得から長年経過しており、できるだけ早く事業化を進めることが望まれる。</p> <p>10. 土地開発基金等について 土地取得の利便性の為にも、今後(一財)久留米市開発公社、久留米市土地開発公社及び土地開発基金の在り方を総合的に検討・判断すべきと思われる。</p>
2. (一財)久留米市開発公社	<p>1. 短期借入金について 年度を通じて市中金融機関からの借入を行っているが、久留米市の余剰金を借り入れ、期中金利を安価に抑える企業努力を行うべきである。</p>	<p>1. 土地等の貸与について 無償貸与であるが久留米市は適正な賃料を収受すべきである。</p> <p>2. 役員・評議員の構成について 外部の第三者の視点を取り入れる為に多様な有識者を選任すべきと思われる。</p> <p>3. 人件費について 人件費の按分を行っているが、事務の効率化の為にも他の方法を考えるべきと思われる。</p> <p>4. 賃貸事業について 賃貸事業については安定的な利益を上げているが将来的には、販売による完結に取り組むべきと思われる。</p> <p>5. 事業残地について (1)青峰団地・安武団地 法人保有の意義はないと思われ、早期に久留米市へ引き継ぎを行うべきと思われる。 (2)櫛の里駅用地 駅設置の計画が進まないのであれば、売却等を検討すべきと思われる。</p> <p>6. 久留米・広川新産業団地 長期的には、投下資本の早期回収・借入金の早期返済の為には、賃貸中の企業に対しての分譲もひとつの方法と考えられる。</p>

区 分	指 摘 事 項	意 見
		<p>7. 梅満用地</p> <p>1 区画が長期(20 年以上)にわたり売却出来ておらず、今後は価格面においても再検討し早期の販売を考えるべきと思われる。</p> <p>8. 賃貸区画について</p> <p>久留米ビジネスパーク等の賃貸区画は最終的に売却することで事業終了となる為、賃借人への売却を積極的に働きかけるべきと思われる。</p> <p>9. 駐車場の管理運営について</p> <p>久留米市は他の駐車場については管理運営している為、当該駐車場についても市へ引き継ぎ、効率化の為に管理運営を一元化すべきと思われる。</p>
3.(公財)久留米市 生きがい健康づくり 財団	なし	<p>1. 職員の市への派遣について</p> <p>目的を整理し、その必要性・合理性について積極的かつ明確な説明が必要と思われる。</p> <p>2. 指定管理業務について</p> <p>指定管理者を公益法人に指定し、指定管理事業を公益目的事業とすることについて久留米市・財団両者の意義を十分に議論し検討していく必要があると思われる。</p> <p>3. 受託事業について</p> <p>随意契約による場合には、十分な検討・議論の過程等を客観的資料として残し、適切な判断である事を示す必要があると思われる。</p> <p>4. 再委託について</p> <p>上記 3.と同様に、再委託の場合にも大半が随意契約がなされており、やはり根拠となる資料の整備が必要と思われる。</p> <p>5. 契約書等のリーガルチェックについて</p> <p>契約書等において財団が不利にならないよう十分なリーガルチェックが必要と思われる。</p>

区 分	指 摘 事 項	意 見
		<p>6. 事業全体について 財団に委託する有用性等についても十分に分析・検討した結果を事業計画書等により積極的に示すべきである。</p> <p>7. 経営管理について 例えば、随意契約を行う場合等、重要な案件については理事会で十分検討されることが望まれる。</p>
4.(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会	なし	<p>1. 合肥市との青少年交流事業について 合肥市に対する久留米市から派遣する募集に対して定員割れが発生しており、もっとPRの方法を考え、実のある交流が出来るように行うべきと思われる。</p> <p>2. 久留米市サイクルファミリーパークについて (1) 広報・情報発信の強化 HP等の充実又他の方法によるPRをもっとすべきである。 (2) 無料入園の絞り込みを行うべきである。</p> <p>3. 広報活動の充実の為、HP等の強化や新規パンフレットの作成が必要と思われる。</p> <p>4. とんこつカレーについては 賞味期限(1年)内に完売できるよう、販売方法等の見直しの検討が必要と思われる。</p> <p>5. 賛助会員について 賛助会員を増加させるため、さらに特典を充実させ、PRする必要があると思われる。</p> <p>6. 全 体 事業の効率化、充実の為には他の団体との連携等を強化すべきと思われる。</p>

区 分	指 摘 事 項	意 見
5. (公財)久留米文化振興会	なし	<p>1. 収益事業について</p> <p>基本的に黒字化が必要であり、この為には、収入減少理由・コストの立て直し等検討すべきと思われる。</p> <p>2. 修繕等の請負工事について</p> <p>設備の維持の為には、多額の費用等が発生する可能性があり、工事相手方の選定においては、原則競争入札が妥当と思われる。</p> <p>もし随意契約を行う場合には、第三者によるチェック等適切な判断が出来る対策を講じるべきと思われる。</p>
6. (福)久留米市社会福祉協議会	<p>1. 監事の理事会への出席率について</p> <p>監査を適切に行う為にも、監事の理事会への出席は積極的に行うべきである。</p> <p>2. 契約について</p> <p>指名競争入札の根拠、又金額基準についても再検討が望まれる。</p> <p>3. 随意契約においては、明確な合理的理由が必要だと思われる。</p> <p>4. 決裁書類に金額の記載誤りがあったため、誤りがない様今後注意を要する。</p> <p>5. 金庫内に簿外の現金が保管されており管理を適切に行うべきである。</p> <p>6. 固定資産の除却漏れがあり、適切に処理すべきである。</p> <p>7. 美術品の価格について再検討し、適切な資産計上額を見直すべきである。</p> <p>8. 退職手当積立預金等と退職給与引当金における乖離について</p> <p>退職積立預金等が積立不足になっており、将来的には解決すべきである。</p> <p>9. 小口現金については、日々責任者等の承認を受け、適切に管理すべきである。</p>	<p>1. 予算管理上、予算と実績の乖離は出来るだけ是正すべきと思われる。</p> <p>2. 一定の中長期的な視点をもった運営を行っていくことが必要と思われる。</p> <p>3. 存在意義と今後の課題について</p> <p>(1) 市民へのさらなる理解促進に努めて頂きたい。</p> <p>(2) さらなる組織体制の強化が望まれる。</p>

区 分	指 摘 事 項	意 見
7. (一財)久留米市みどりの里づくり推進機構	なし	<p>1. 指定管理(非公募)について 指定管理においても競争原理を働かせることが更なる施設運営管理の創意工夫が可能となると思われる。</p> <p>2. 再委託について (1)金額的にも財団に受託させる必要性が認め難く、久留米市が直接入札等により委託したほうが適切と思われる。 (2)当該受託料は、決算書上「雑収入」ではなく「受託料収入」の区分で計上すべきである。</p> <p>3. 事業全体について より効率な財団の運営を行い、市側からの補助金や受託料を削減し、市財政の減縮に貢献すべきと思われる。</p> <p>4. 理事会について 理事会が十分に機能するように議論が適切になされるべきと思われる。</p>
8. (公財)久留米地域地場産業振興センター	<p>1. 公益法人会計基準上の問題 会計処理表示さらには、注記等についても不備があり、是正すべきである。</p> <p>2. 固定資産の管理上の問題 (1)実在性の問題 ⇒「固定資産台帳」計上 過大1件、所在不明3件、現物数が多かった案件 ⇒2件(網羅性) (2)権利帰属の問題 資産にラベル等がなく、管理上不備がみられる。 固定資産についても定期的の実査を行い実態の把握、さらには管理上もラベル等使用して適切に行うべきである。</p> <p>3. 互助会への貸付について 貸付金について互助会から年度毎に会計報告を受け、運用益の還元するよう改善し、貸付金の適切な管</p>	<p>1. 今後の事業計画について 建物等老朽化が進んでくるだろうし、収益獲得の方法等さらに長期的な計画を行うべきと思われる。</p>

区 分	指 摘 事 項	意 見
	<p>理に努める必要がある。</p> <p>4. 競輪場の正源氏プラザサイクルコミュニティセンターについて</p> <p>(1) 施設の貸付可能期間について</p> <p>地場産くるめと市競輪事業課との間で貸出可能期間について認識が違う為、貸出日数が減少しており是正すべきである。</p> <p>(2) 貸出の担当について</p> <p>現在貸付は直接競輪事業課が行っており、地場産くるめが行うべきである。</p> <p>上記是正の為には、お互いの情報交換又実績報告書の検証を適時に行うべきである。</p> <p>(3) 所有と契約関係</p> <p>当事者間の所有と賃貸借契約の帰属主体を整理すべきである。</p> <p>(4) 運営と今後の課題について</p> <p>施設の登記はなされておらず、今後のリスクについても不明確であり、実質的に権利をどこに帰属させるかを明確にすべきである。</p>	
9. (職)久留米地区職業訓練協会	<p>1. 意思決定ルールについて</p> <p>(1) 決裁書の確認ができなかった。</p> <p>(2) 契約書の不備があった。</p> <p>両者適切に処理すべきである。</p> <p>2. 小口現金の残高等の確認について</p> <p>残高確認を行う担当者は複数人とし、日々責任者等の承認を受けるべきである。</p>	<p>1. 代表が非常勤であることについて</p> <p>代表の役割は、財政状態等について常に把握し、状況に応じた的確な対応を随時行うことであり、少なくとも会長は常勤者を配置することが望ましい。</p> <p>2. 予算と実績に乖離があること。</p> <p>不安定要素があるとしても、精緻な予算作成が望まれる。</p> <p>3. 委託費について</p> <p>客観的なデータの集計、分析を行い、費用対効果の面で検討をお願いしたい。</p> <p>4. 設備改良積立金の積立について</p> <p>実行計画工事との間に乖離があり、積立の際、精緻な設備計画が必要と思われる。</p>

区 分	指 摘 事 項	意 見
		<p>5. 存在意義、組織の継続性等について</p> <p>民間の訓練機関等とは存在意義が相違しており、組織の継続が不可欠と思われる。</p> <p>この為には、より精緻な数値目標に基づく中長期計画の策定、さらには独立採算性を加味した事業の展開が望まれる。</p>
<p>10. (公社)久留米広域 勤労者福祉サービス センター</p>	<p>な し</p>	<p>1. 加入促進への課題</p> <p>(1) 会員獲得に偏りが無いか</p> <p>中小企業の勤労者に対する福利厚生等が主目的であり、会員の業種別の分析において一部偏りがあり、広く一般的に会員を獲得する為には事業利用のインセンティブを高める事が必要と思われる。</p> <p>(2) 柔軟な会員加入促進ができないか</p> <p>他の団体との連携や共同事業の展開により、魅力あるサービスを提供し、会員の加入促進につなげることが必要であると思われる。</p> <p>(3) より積極的な広報方法が必要でないか</p> <p>2. 当法人の存在意義についての検証</p> <p>勤労者に対する福利厚生等の為にも、中小企業では出来ない側面をフォローしていく為にも必要であり、この為にはもっと魅力的な方向に事業の展開を図るべきと思われる。</p>
<p>11. (公社)久留米市シル バー人材センター</p>	<p>1. 収支相償の要件について</p> <p>公益目的事業会計の当期経常増減額が黒字となっており、収支相償の要件を充たしていない。税制上の優遇を受ける公益社団法人である以上、法律が求める財務3基準等の遵守を徹底していく必要がある。</p>	<p>1. 消費税の申告について</p> <p>消費税の申告については、誤り等も多く適切な申告が出来る様な体制を整えるべきと思われる。</p> <p>2. 土地・建物等の賃貸について</p> <p>久留米市の条例の規定により無償で借り受けているが、あくまで別法人格である為、独立採算性の観点からも基本的には有償で行う取引とし、それを表示出来る計算書類の作成が必要と思われる。</p>

区 分	指 摘 事 項	意 見
		<p>3. 会員の年会費について</p> <p>会費の未納者が平成 26 年度 6 %位存在しており会費の徴収率を上げる施策を講ずべきと思われる。</p>
<p>12. (公財)久留米市都市公園管理センター</p>	<p>1. 財務諸表の注記に誤りがある。</p> <p>(1) 退職給付引当金の計上基準のうち退職給付引当金について実際の計上基準と異なる為、要修正</p> <p>(2) 収支計算書に対する注記 不必要である為、要修正</p> <p>2. 給与規程施行規則が改訂されていない。実際との相違がある為要修正</p> <p>3. 固定資産の現物管理が適切に行われていない。</p>	<p>1. ゴルフ事業の財務体質を強化すべき。</p> <p>ゴルフ人口の減少傾向又設備改良等の引当資産は不十分と思われる。</p> <p>2. 事務の効率化等のためにも久留米市の公園及び緑地管理の一元化を検討すべき。</p> <p>3. プール事業について受託の効果を検討すべきである。</p> <p>事業としての経営圧迫についても再検討すべきと思われる。</p> <p>4. 文書管理規程を整備すべきである。</p> <p>法人の自主性又実態に合致した文書取扱規程を定め効率的に運用すべきと思われる。</p>
<p>13. (公財)久留米市体育協会</p>	<p>1. 自動販売機手数料収益</p> <p>「受託事業収益」ではなく「自主事業収益」に含めて計上すべきである。</p> <p>2. 財務諸表に対する注記の誤り</p> <p>(1) 固定資産の減価償却の方法が記載されていない。</p> <p>(2) 引当金の計上基準の記載に誤りがある。</p> <p>計上基準を明確にすべき。</p> <p>(3) 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び期末残高の注記の科目名が、貸借対照表の科目名と異なっている。</p> <p>3. 監事の監査報告書の様式が一般的でない。</p> <p>4. 固定資産の現物管理が適切に行われていない。</p> <p>5. 現金出納帳の照合印が月末にまとめて押印されている。</p> <p>毎日照合して押印すべきである。</p>	<p>1. 基本財産 100 百万円は普通預金（決済用）で保有しているが、返済を検討すべきと思われる。</p> <p>2. 毎月末に預貯金残高と帳簿残高を照合した証跡を残すべきである。</p>

区 分	指 摘 事 項	意 見
	<p>6. 領収書の管理が不適切</p> <p>7. 経理規程の内容が不適切</p> <p>(1) 出納責任者の定めがない。</p> <p>(2) 経理規程 24 条には、固定資産の範囲が、取得価格 20 万円以上とされているが、法人の規模からして高すぎる。</p> <p>(3) 決算に際して作成すべき決算書類及び附属明細書の記載に誤りがある。</p> <p>8. 久留米市スポーツ少年団の経理事務を受託しているが、取扱規程や報告の制度が確立されていない。</p>	
14. 久留米市学校給食会	な し	<p>1. 業者選定について</p> <p>一業者に決定することなく競争入札等複数の登録業者からの供給を受けるように登録基準の見直し等が必要と思われる。</p> <p>2. 物資購入について</p> <p>特殊事情の随意契約は理解できるが、出来る限り競争入札を原則とすることが望まれる。</p> <p>3. 備品管理は適切に行うべきと思われる。</p> <p>4. 製造所視察指導・食品衛生管理講習会については、旧久留米市ブロック、旧 4 町ブロックで同様に行うことが望ましい。</p> <p>5. 久留米市学校給食会の所轄を久留米市全域とし、給食物資の購入、調査研究等統一された基準に基づき運営される事が望まれる。</p>

第4章 監査チェックリスト（付表）

監査に当たり、各補助者の統一的監査要点の確認・確立の為に、「監査チェックリスト」を作成し、これに基づく監査を実施する事により、監査上の最低限の質の確保を行った。

	項 目	結 果・意 見
組 織	1. 意思決定機関（総会、理事会）の構成は適切か。	
	2. 事業を実施する上で、職員配置や定数管理は、効果的に編成されているか。	
	3. 民間企業経験者を役員へ積極的に登用する等、組織の硬直化を防いでいるか。	
	4. 役員の定数、任期及び報酬は、事業等を考慮して適切か。	
	5. 役員の職務権限が明らかにされているか。又、職員の職務権限、職務分掌が明らかにされているか。	
	6. 役員に占める非常勤の割合は適切か。団体代表者は常勤か。	
	7. 職員の定年制はあるか。	
	8. 民間企業経験者、人材派遣及びパートタイマー等の多様な人材活用を行っているか。	
	9 久留米市職員の派遣は必要かつ適正か。	
	10. 久留米市 OB 職員の再雇用は必要かつ適正か。	
	11. 職員の給与制度は適切か。不必要な諸手当はないか。	
	12. 会員（社員）名簿を適時に正確に作成しているか。	
	13. 所官庁への届出が義務づけられている書類を期限内に提出しているか。	

	項 目	結 果・意 見
	14. 業務及び財務等に関する資料の公開体制が整っているか。(インターネットにより公開しているか)	
	15. 組織運営や事業推進に関する重要事項について、組織としての決定文書で決裁するなど、組織としての意思決定ルールを明確にしているか。	
	16. 総会や理事会等の議事内容を公開する体制は整っているか。	
財 務	17. 財務数値は適正で、財務状況が悪化していないか。	
	18. 予算と決算は乖離していないか。	
	19. 内部留保は公益事業の実施に必要な程度あるか。	
	20. 公益事業の支出が収益事業の支出を上回っているか。又、収益事業の赤字が公益事業を圧迫していないか。	
	21. 久留米市に対する財政依存は過度でないか。	
	22. 支出に占める管理費比率は適切で、支出項目の見直しは定期的になされているか。	
	23. 久留米市からの補助金は適切か。	
	24. 久留米市からの委託は適切か。	
	25. 過剰な現預金、積立金等はないか。	
	26. 現物財産に関する管理が適切になされているか。	
	27. 運用財産について、時価の著しい変動が見込まれる金融商品が運用されていないか。	
28. 不動産の含み損益の状況を把握しているか。		

	項 目	結 果・意 見
	29. 将来的に、施設等の補修や修繕に多額のコストがかからないか。	
	30. 寄付者数と寄付総額の両方が前年度から減少していないか。	
	31. 寄付金などを得た場合、寄付者に報告書等で公開するなど、寄付者の使途が分かるようにしているか。	
運 営	32. 中長期的な事業計画を作成しているか。	
	33. 委託事業や補助金に過度に依存することなく、自主事業を検討・実施しているか。	
	34. 新たな収入源の確保を検討、実施しているか。	
	35. 事業を実施する上で、営業経験者や事業目的に照らして、目的適合的な人を積極的に採用し、組織体制の強化がなされているか。	
	36. 利用者満足度の調査・分析を行い、その向上を図っているか。また、苦情解決に関する体制は整備されているか。	
	37. 職員間で定期的にミーティング、情報交換を行っているか。	
	38. 必要に応じて外部の有識者等の意見を聞いているか。	
	39. 職員向けの研修会を開いたり、外部研修会に参加させたりしているか。	
	40. 業務の効率化を図っているか。	
	41. 情報公開を、HP やパンフレット等の活用も含め、積極的に実施しているか。	
	42. 外部委託先、発注先の選定について、複数の事業者を比較するなどの公正に選定するための基準が定められているか。	
43. 再委託の割合が高くなっていないか。再委託の際に競争性を確保しているか。		

	項 目	結 果・意 見
ガ バ ナ ン ス	44. 理事会(取締役会)への理事(取締役)及び監事(監査役)の出席率は適切で、理事会(取締役会)は十分に機能しているか。	
	45. 公益財団法人において、評議員会の評議員の出席率は適切で、評議員会は十分に機能しているか。	
	46. 外部の専門家(公認会計士等)による監査は行われているか。また、監事(監査役)の監査は機能しているか。さらに、内部統制の整備及び運用状況は適正になされているか。	
	47. コンプライアンス(法令遵守)体制が確立されているか。	
	48. 苦情や意見など、相談に関する体制が整っているか。	
リ ス ク 管 理	49. 法務リスクの管理は適切か。	
	50. 個人情報保護の体制がとれているか。	
	51. 公印の保管、使用は管理簿等により適切になされているか。	
	52. 作成された文書は体系的に整理され、保管されているか。	
	53. 安全管理に関する体制は整っているか。	
	54. 出納業務(資金管理)は適切か。	
	55. 文書管理や事務処理管理が諸規程に基づいて、秩序整然と実施されているか。	
	56. 人事管理は適切か。	
	57. 現物資産の管理状況は適切か。	
	58. 情報システムのリスク管理は適切か。	

	項 目	結 果・意 見
指定管理	59. 指定管理を受けている施設は適切に運営されているか。	
	60. 指定管理事業の当期収支差額は適正な範囲内になっているか。	
	61. 非公募型の指定管理者制度は適切か。	
	62. 公募の場合、管理者の選定方法に問題はないか。	
	63. 指定管理の協定内容に問題はないか。指定管理契約の内容に違反した事項はないか。	
存在意義	64. 設立の経緯、目的が不合理な団体はないか。	
	65. 事業内容等から、出資割合や出資金額等は適切か。	
	66. 設立目的を達成した団体や事業があり、存在意義が失われていないか。	
	67. 民間の事業者で代替可能な事業を行っていないか。	
	68. 他の財政援助団体等と重複ないし類似している事業等はあるか	
	69. 事業の実体が乏しく小規模化している団体はないか。	
	70. 債務超過、重要な営業損失の計上等、組織の継続性に疑義のある団体はないか。	
	71. 法人形態が不合理な団体はないか。	
	72. 出資金等を回収すべき団体はないか。	
	73. 清算または組織再編すべき団体はないか。	

	項 目	結 果・意 見
措 置 状 況	74. 過去の包括外部監査における結果及び意見の措置状況等は適切に実行されているか。	
	75. 過去の監査委員監査における結果及び意見の措置状況等は適切に実行されているか。	
	76. 各種提言等における結果及び意見の措置状況等は適切に実行されているか。	